

第27号



ひがしくしら

農業委員会だより

編集 東串良町農業委員会 63-3129 (直通)



【写真】日置市農業委員会との合同研修会の様子

主な内容

会長挨拶、農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介・活動報告	1～3頁
農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について	4頁
農業者年金について	5～6頁
農地の権利設定について	7頁
農地の管理について・申請一覧・全国農業新聞の購読について	8頁
農地の転用・農地相続について	9頁

会長挨拶

明けまして、おめでとうございます
輝かしい新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素から農業委員会の活動につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年4月には農業経営基盤強化促進法が改正された事を受けて農地の貸し借りが原則、農地中間管理機構（農地バンク）を経由する農地中間管理事業に一本化されることとなりました。

これまで本町においては農業経営基盤強化促進法により相対で農地を借りる方法が主流であったため、農家の方にとっては手続きのやり方等において戸惑われることもあると思われませんが、農用地を効率よく利用するためにも、なにとぞ御理解いただけますようお願いいたします。

高齢化や人口の減少による後継者の不足や耕作放棄地の拡大等、本町の農業を取り巻く状況はいっそう厳しくなっておりますが、豊かな農地と、先人より引き継がれてきた農業への思いを未来へ繋ぐために、農業委員および農地利用最適化推進委員は、農地の集約、荒廃の解消、新規参入の促進等の活動に日々取り組んでおります。

昨年には、将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」が町内十五地区で策定され、我々が目指すべき豊かな地域農業の姿が一つの形となって可視化できるようになり、日頃の活動のひとつひとつの大切さをあらためて自覚するところでありました。

最後になりますが、今後も町の農業の振興を図るために一丸となつて活動に取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和八年 元旦

会長 大村 教男

東串良町農業委員・農地利用最適化推進委員

任期（令和5年7月20日～令和8年7月19日）

役職	担当地区	氏名	役職	担当地区	氏名
会長	新川西	大村 教男	農地利用最適化 推進委員	岩弘	有留 幸路
副会長	池之原	木佐貫 一孝		池之原	中村 春樹
農業委員	岩弘	稲村 照隆		川西	福岡 みどり
	川西	内村 初子		川西	村吉 博美
	新川西	鶴丸 千尋		新川西	松元 友信
	新川西	櫻木 孝二		川東	杉木 秀幸
	川東	吉ヶ崎 弘一		川東	松留 和江
	川東	松留 立美		川東	谷口 憲三

農業委員会の活動紹介

定例総会



毎月 25 日前後に開催され、農地の売買や賃貸借、転用の許可について審議しています。

農地のパトロール



町内の担当区域を見回り、荒廃している農地を発見した場合農地の持ち主に適切な管理を行うように指導します。

現地の確認調査



荒廃農地や転用対象地等を事務局職員と共に現地調査を行います。

その他

- 紛争の調定・仲介
- 農地の集積・集約に向けての活動（意向確認等）
- 農業者年金の加入推進
- 全国農業新聞への普及推進
- 新規就農者への支援等



永年勤続表彰者の紹介

地域の農業振興のために長年にわたり貢献されたことにより、本町農業委員会から 4 名の農業委員・農地利用最適化推進委員が永年勤続として表彰されました。



大村教男
農業委員（現会長）



松留立美
農業委員



松留和江
農地利用最適化
推進委員



福岡みどり
農地利用最適化
推進委員

農業委員会視察研修を実施

令和7年7月31日から8月1日にかけて、令和7年度東串良町農業委員会視察研修が行われました。

今回の視察先は日置市であり、初日には日置市役所において日置市農業委員会と意見交換を行い、2日目に農業組合法人田代ビレッジの代表理事である日高氏より集落営農についての説明を受けました。

日置市の人口は東串良町の7倍以上であり、農家の戸数に限っても3倍以上の規模となっていますが、東串良町と同じように高齢化による担い手不足や荒廃農地の増加が問題となっていることとであり、互いに農業への取り組み等について意見交換を行いました。また集落営農については、コストの削減や計画的な経営が可能になるという長所があり、実際に整備された農地の現地調査も行いました。

11月には、日置市農業委員会の事務局職員、農業委員、農地利用最適化推進委員を本町にお招きしての研修会も実施されました。



地域計画が策定されました。

「地域計画」は地域の農業者の話し合いにより策定される10年後の農地利用の姿を明確化した設計図であり本町においても町内15地区で策定、公表されております。

《地域計画一覧》

- | | | | |
|----------|------------|----------|--------|
| ①岩弘地域 | ⑤池之原地区 | ⑨西牟田雪山地区 | ⑬山野地区 |
| ②岩弘街道地区 | ⑥川西地区 | ⑩溜水地区 | ⑭俣瀬地区 |
| ③池之原街道地域 | ⑦烏帽子・前牟田水田 | ⑪川東地区 | ⑮下伊倉地区 |
| ④川西畑地 | ⑧川西西牟田地区 | ⑫安留地区 | |

(各地域計画の詳細については東串良町農林水産課のホームページをご覧ください。)

農業委員・農地利用最適推進委員を募集します！

令和8年7月19日任期満了の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を行います。農業委員会の活動が地域農業の将来を見据えた取り組みとなるように、女性や青年農業者、認定農業者、地域農業委員会の活動が、地域農業の振興に理解のある住民など多様な人材が求められています。詳細については下記のとおりです。

	農業委員	農地利用最適化推進員
主な業務	①農業委員会での意思決定 ②農地利用最適化の推進に関する指針の作成と実行 ③違反転用の早期発見と更正指導及び耕作放棄地の把握など	①担当区域での現場活動（農地利用の集積や耕作放棄地の発生防止解消等） ②農地利用最適化の推進並びに指針に対する意見の申出など
募集期間	令和8年4月1日から 令和8年4月30日	令和8年4月1日から 令和8年6月30日
募集人員	8名	8名
任期	令和8年7月20日から 令和11年7月19日	委嘱の日から 令和11年7月19日
報酬（月額）	会長：50,000円 委員：43,000円	推進委員：40,000円
推薦及び募集要項	①農業者3名以上の推薦 ②農業者の組織する団体からの推薦 ③一般応募（自ら応募）	
提出先	農業委員会事務局（役場2階）	
提出方法	持参もしくは郵送 申込用紙については農業委員会事務局にお問い合わせください。	

※詳細については東串良町農業委員会のホームページをご覧ください。



農業者年金へ加入しませんか？

農業者年金は、農業者にとって多くのお得なポイントがあります。



お得ポイント①

農業者の方なら広く加入できる

農業者年金の加入資格は

- ① 国民年金の第1号被保険者（免除者は除く）
- ② 年間60日以上農業に従事していること
- ③ 65歳未満（60歳以上は国民年金任意加入者）

であり、農地の権利名義も不要となっています。

よって、経営主以外の配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事している方も加入できます。

農業者年金受給額の試算

※試算の [単位：円]

加入年齢	納付期間	保険料月額	保険料納付額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	20,000	9,600,000	833,200	726,300	17,913,800	19,610,100
30歳	30年	20,000	7,200,000	552,900	481,900	11,887,400	13,011,300
40歳	20年	20,000	4,800,000	327,300	285,400	7,037,000	7,705,800
50歳	10年	20,000	2,400,000	145,900	127,200	3,136,900	3,434,400

お得ポイント②

保険料は自分で選べ、いつでも変更できる

保険料は通常加入の場合、2万円から6万7千円の間で千円単位いつでも自由に変更できます。

また、35歳未満の方で「お得ポイント⑥」に該当しない方は1万円から加入できます。

お得ポイント③

少子高齢化に強い

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金で、少子高齢化に強いという特徴があります。

また、安定した運用方法をとっており、毎年加入者に対して積立・運用状況を通知する透明性の高い制度です（運用利回りは、現在の制度になってからの23年間の平均で2.89%です）。

お得ポイント④

終身年金で80歳まで保証

年金を受け取ることが出来る期間が20年程度に限定されるiDeCo

（個人型確定拠出年金）と比べ、農業者年金は一生涯年金を受け取ることが出来ます。

仮に80歳前になくなった場合でも、死亡した翌月から80歳前までに受け取れるはずだった農業者老齢年金の現在価値相当額を、死亡一時金として遺族が受け取れます。

お得ポイント⑤

税制面で大きな優遇措置がある

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

さらに同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分を含めて控除の対象となります。

また、農業者年金として受け取った年金は税制上、公的年金等控除の対象となります。

お得ポイント⑥

一定の条件を満たす方には、保険料国庫補助があります。

農業者年金への加入要件に加え

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等を満たす者

保険料の国庫補助金は、将来経営

継承をする等の一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給することができます。

(注)

国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)

(注)

保険料の国庫補助を受けられる期間は最大20年間です。

※試算の前提

- ・右記の表は通常加入で、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の年金額を計算するための予定利率は1.35%で計算しています。
- ・年金額は65歳裁定時における年金額(年額)であり年金受給総額は65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の受給総額です。

政策支援加入の要件と国庫補助額

区分	必要な要件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	—	

お得ポイント⑦

若者と女性によりお得

積立方式の農業者年金は、加入した期間が長ければ長いほど積み立てた額も大きくなり、運用益も多くなるという特徴があるため、若い農業者ほど大きなメリットがあります。

また、農業者年金は年金を一生涯受け取れる終身年金のため、より長生きするといわれている女性農業者にとっても有益な制度です。

※国民年金は夫婦とも20歳から40年間保険料を納付(約69,000円)

※国民年金付加年金は、ケース1は夫のみ、ケース2は夫婦で20歳から40年間保険料を納付(約8,000円)

※農業者年金はケース1が夫のみ、ケース2が夫婦で30歳から30年間月額20,000円の保険料を納付

農業者年金に夫のみで加入した場合と夫婦で加入した場合

	65歳から87歳の年金額 (夫婦)	88歳から92歳の年金額 (妻のみ)
ケース1 農業者年金に 夫のみ加入	国民年金(夫のみ付加年金含む) 夫約77,000円 妻約69,000円 計約146,000円 農業者年金 夫約46,000円(全て月額)	国民年金のみ 妻約69,000円 農業者年金 なし(全て月額)
	合計 約192,000円(月額)	合計 約69,000円(月額)
ケース2 農業者年金に 夫婦で加入	国民年金(夫婦とも付加年金含む) 夫約77,000円 妻約77,000円 計約154,000円 農業者年金 夫約46,000円 妻約40,000円 計 約86,000円(全て月額)	国民年金(付加年金含む) 妻約77,000円 農業者年金 妻約40,000円(全て月額)
	合計 約240,000円(月額)	合計 約117,000円(月額)

農業委員会より

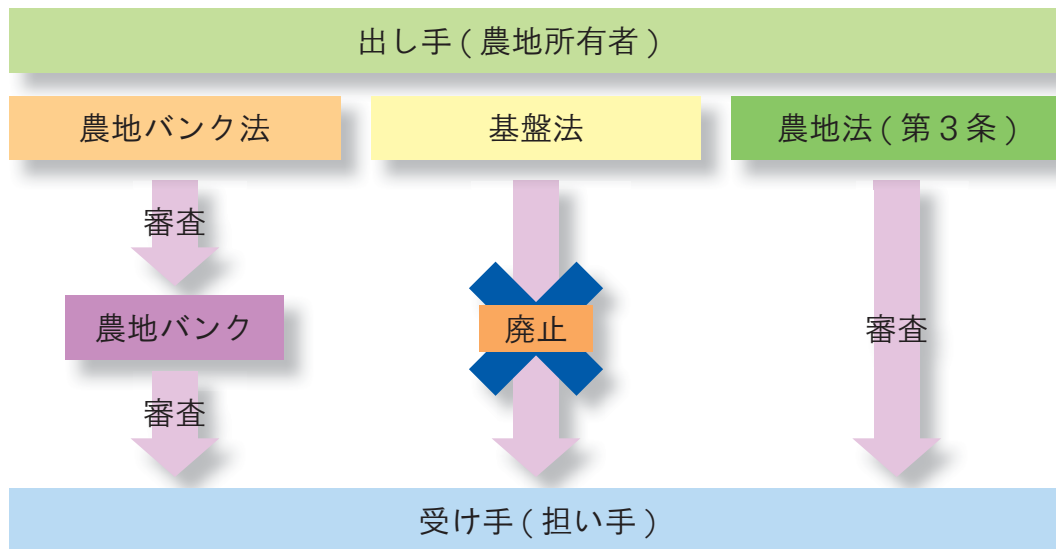
農地の売買・贈与・貸し借りは正規の手続きを経て行うようにしてください。

農地を人に譲り渡したり、貸し出したりする際には、必ず農業委員会の事務局、もしくは農業委員、農地利用最適化推進委員に相談して正規の手続きを行ってください。

正規の手続きが行われていない場合、賃料や名義について等のトラブルに対して農業委員会で対応することはできません。

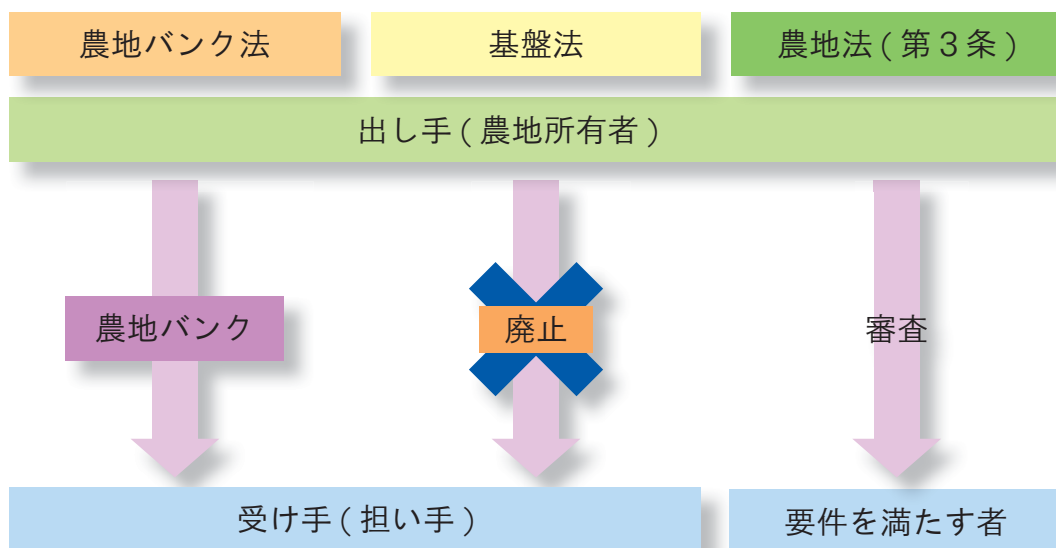
令和7年4月より農地の所有権移転・利用権設定の方法が変わっています。

▼所有権移転



- ・農地バンク法の担い手…認定農家、所有適格法人等
- ・農地法の担い手…許可基準を満たす者（年間150日以上就業等）

▼利用権設定



令和7年4月より農業経営基盤強化促進法（通称：基盤法）による賃借と売買は廃止され、農地中間管理機構（通称：農地バンク）を介した農地バンク法に一本化されています。

なお、農地法による手続きは引き続き可能です。

農地の適正な管理について

町内では使わない農地をそのままにしていた結果、農地が山林のようになってしまう等、農地の荒廃が深刻となっています。農地の所有者、もしくは管理人となっている方は、責任をもって農地を適正な状態として保持することに努めてください。

農地を自身で管理しきれない場合、農業委員会で耕作人を探すお手伝いが出来ますので、農地が荒廃する前に是非ご相談ください。



荒廃している農地例①



荒廃している農地例②

農業委員会への申請一覧

※農業委員会への申請期限は毎月、月末の平日となっています。

申請種類	内容	必要日数	備考
売買 (農地バンク法)	農地の所有権移転を農地バンクを通して行います。	約8ヶ月以上	農用地区域内農地のみ。(贈与は不可) 名義変更は農地バンクで行います。 税の控除あり。
利用権設定 (農地バンク法)	農地の利用権設定を農地バンクを通して行います。	約2～3ヶ月程度	農地の名義人が亡くなっている場合、過半の同意を得なくても、一定期間の公告をかけることにより利用権設定が可能となります。
売買・贈与 利用権設定 (農地法第3条)	農地の所有権移転と権利設定を相対で行います。		名義変更は自身で行うこととなります。 税の控除はありません。
転用 (農地法第4条)	自身の農地を転用します。		優良農地、農用地区域内農地は転用不可。
転用 (農地法第5条)	他者の農地を転用します。		
非農地証明	荒廃している農地の地目変更		優良農地不可、荒廃期間が短期である場合は不可。

全国農業新聞を購読しませんか。

全国農業新聞は経営と暮らしの役に立つ週刊の農業総合専門紙です。

購読は随時受付しておりますので気軽に東串良町農業委員会までお問い合わせください。

【発行日】月4回金曜日発行 【購読料】月額700円 年間8,400円

【令和8年4月より購読料が700円→900円となりますのでご了承ください。】



農地を無断で転用することはできません。



- ・ 農地を転用する場合は**許可**又は**届出**が必要です。
- ・ 許可を取らずに違反転用した場合、**3年以下の懲役**または**300万円以下（法人は1億円以下）の罰金**を科せられる場合があります。



※農地を相続したときには農業委員会へ届出が必要です。

農地を相続等によって農地の権利を取得した方は、農業委員会へ、相続発生日から10ヶ月以内に届出が必要です。

※相続を行わなかった場合、10万円以上の過料が科される可能性があります。



昨年は様々な活動に御協力いただき
誠にありがとうございました。
今年もどうぞよろしくお願ひいたします。
東串良町農業委員会より